

事務連絡  
令和2年3月16日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応  
及び事業継続に関する基本的なガイドラインについて（情報提供）

標記について、別添のとおり、食品製造業、食品流通業、卸売市場及び外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について、農林水産省食料産業局長、生産局長、農村振興局長、政策統括官、林野庁長官及び水産庁長官の連名で、各関係団体等の長宛て通知が発出されましたので、業務の御参考まで情報提供します。

別添

元食産第 5339 号  
元生産第 1964 号  
元農振第 3353 号  
元政統第 1933 号  
元林政政第 755 号  
元水漁第 1717 号  
令和2年3月13日

関係団体等の長 殿

農林水産省食料産業局長

農林水産省生産局長

農林水産省農村振興局長

農林水産省政策統括官

林 野 庁 長 官

水 産 庁 長 官

## 食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症の感染者の報告が増加している状況に鑑み、食品製造業、食品流通業、卸売市場、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について、感染拡大防止を前提として、従業員の健康保護とともに食料安定供給の観点から事業継続を図る際のポイントをまとめた標記ガイドラインを別添のとおり策定しましたので、お知らせいたします。

貴職におかれましては、貴団体傘下会員・組合員の皆様に周知していただけますようお願い致します。

# 食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

- 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから、食品製造業、食品流通業（卸売、小売）、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携し、感染拡大防止を前提として、食料安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。
- 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年2月21日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません<sup>1</sup>。

## 1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症対策については、現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされており、厚生労働省、都道府県、保健所からの情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

### 【参考】

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- 「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）

- 事業所は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
  - ① 体温の測定と記録
  - ② 発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底
  - ③ 以下の場合には所属長に連絡の上保健所に問い合わせ
    - ・ 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
    - ・ 強いだるさや息苦しさがある場合
    - ・ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが 2 日程度続く場合

- また、事業所は、例えば卸売市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートルを目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底するなど、事業所の業態によって感染予防策を行ってください。

マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいるところであり、御理解をいただきますようお願いいたします。

- 事業所は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- 事業所は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
  - 出勤時、トイレ使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時には手洗い、手指の消毒。
  - できる限りマスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆。
  - 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。

【参考】これまで集団感染が確認された場に共通すること

- 換気の悪い密閉空間であった
  - 多くの人が密集していた
  - 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場
- （「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（3月9日））

## 2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

### （1）患者発生の把握

- 事業所は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。
- 卸売市場で営業を行う事業所は、患者が確認された場合には開設者等に報告してください。

### （2）濃厚接触者の確定

- 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています<sup>2</sup>。  
このため、事業所は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- また、「地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に係る施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する」とされていることにも留意が必要です<sup>2</sup>。

### （3）濃厚接触者への対応

- 事業所は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- 事業所は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業所は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

#### 【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年3月12日版）」）

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

### 3. 施設設備等の消毒の実施

- 事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫（冷蔵庫、冷凍庫を含む。以下同じ。）、執務室等）の消毒を実施します。
- 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫、執務室等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください<sup>3・4</sup>。
- 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

## 4. 業務の継続

### (1) 重要業務の継続

- ・ 事業所は、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・ 事業所は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

#### (参考) 従業員の確保状況による段階別の業務継続体制

事業所は、従業員の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

##### 【第一段階】

- (業務の内容) 原則通常どおりの業務
- (人員体制) 早出・残業等で業務対応

##### 【第二段階】

- (業務の内容) 重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止  
小規模事業所の場合にあっては業務全体の休止も含め判断
- (人員体制) 早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援

### (2) 食料品の安定供給の確保

- ・ 小規模な事業所が業務全体を休止する場合には、他の事業所や所属する組合、協会等に相談し、顧客への供給の確保に努めてください。

卸売市場等の食品産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。

#### (参考)

- 1 新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方角け）（厚生労働省）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 3 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 4 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）

元食産第 5339 号  
元生産第 1964 号  
元農振第 3353 号  
元政統第 1933 号  
元林政政第 755 号  
元水漁第 1717 号  
令和2年3月13日

(別記)

農林水産省食料産業局長

農林水産省生産局長

農林水産省農村振興局長

農林水産省政策統括官

林 野 庁 長 官

水 産 庁 長 官

## 食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症の感染者の報告が増加している状況に鑑み、食品製造業、食品流通業、卸売市場、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について、感染拡大防止を前提として、従業員の健康保護とともに食料安定供給の観点から事業継続を図る際のポイントをまとめた標記ガイドラインを別添のとおり策定しましたので、お知らせいたします。

貴職におかれましては、貴団体傘下会員・組合員の皆様に周知していただけますようお願い致します。

## 別記

一般社団法人全国農業協同組合中央会 代表理事会長  
公益社団法人日本農業法人協会 会長  
独立行政法人農畜産業振興機構 理事長  
野菜流通カット協議会 会長  
一般社団法人日本野菜協会 会長  
工業組合もやし生産者協会 理事長  
公益財団法人中央果実協会 理事長  
日本園芸農業協同組合連合会 代表理事会長  
一般社団法人全国トマト工業会 会長  
日本蜜柑缶詰工業組合 理事長  
一般社団法人日本パインアップル缶詰協会 会長  
日本ジャム工業組合 理事長  
一般社団法人日本果汁協会 会長理事  
日本バナナ輸入組合 理事長  
日本ナッツ協会 会長  
日本茶輸出促進協議会 会長  
日本茶業中央会 会長  
全国茶生産団体連合会 会長  
全国茶商工業協同組合連合会 理事長  
日本紅茶協会 会長  
日本茶輸出組合 理事長  
NPO法人日本茶インストラクター協会 理事長  
全国こんにゃく協同組合連合会 理事長  
日本こんにゃく協会 理事長  
全国蒟蒻原料協同組合 理事長  
（一社）日本草地畜産種子協会 会長  
（協組）日本飼料工業会 会長  
（公財）神津牧場 理事会長  
全国飼料卸協同組合 理事長  
飼料輸出入協議会 理事長  
（一社）全国配合飼料供給安定基金 理事長  
（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金 理事長  
（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金 理事長  
（一社）ペットフード協会 会長  
（公社）配合飼料供給安定機構 理事長  
一般社団法人中央酪農会議 会長

全国酪農業協同組合連合会 会長  
一般社団法人日本乳業協会 会長  
全国農協乳業協会 会長  
全国乳業協同組合連合会 会長  
一般社団法人Jミルク 会長  
一般社団法人全国牛乳流通改善協会 会長  
全国飲用牛乳公正取引協議会 委員長  
一般社団法人全国発酵乳乳酸菌飲料協会 会長  
チーズ普及協議会 会長  
日本輸入チーズ普及協会 会長  
一般社団法人日本アイスクリーム協会 会長  
日本アイスクリーム流通協会 会長  
全国牛乳容器環境協議会 会長  
全国食肉センター協議会 会長  
首都圏食肉卸売業者協同組合 理事長  
日本食肉格付協会 会長  
全国食肉学校 理事長  
日本食肉流通センター 理事長  
日本食肉生産技術開発センター 理事長  
日本食肉協議会 会長  
日本食肉市場卸売協会 会長  
日本食肉消費総合センター 理事長  
日本食肉加工協会 理事長  
日本食鳥協会 会長  
日本ハンバーグ・ハンバーガー協会 会長  
日本卵業協会 会長  
日本畜産副産物協会 会長  
日本食肉協会 会長  
日本家畜商協会 会長  
全国肉用牛振興基金協会 会長  
日本ハム・ソーセージ工業協同組合 理事長  
全国食肉事業協同組合連合会 会長  
全国食肉業務用卸協同組合連合会 会長  
日本食肉流通センター卸売事業協同組合 理事長  
日本成鶏処理流通協議会 会長  
日本養鶏農業協同組合連合会 代表理事会長  
全国畜産農業協同組合連合会 代表理事会長  
全国開拓農業協同組合連合会 代表理事会長

全国飼料輸入協議会 会長  
公益社団法人日本べんとう振興協会 会長  
公益社団法人日本給食サービス協会 会長  
一般社団法人日本惣菜協会 会長  
一般社団法人日本弁当サービス協会 会長  
一般社団法人日本回転寿司協会 会長  
一般社団法人日本麺類業団体連合会 会長  
日本デリカフーズ協同組合 理事長  
日本フレッシュフーズ協同組合 理事長  
協同組合フレッシュフーズサプライ 代表理事  
エムエスデリカチーム協同組合 代表理事  
ピザ協議会 会長  
一般社団法人日本フードサービス協会 会長  
事業協同組合全国焼肉協会 会長  
全国農産物直売所ネットワーク 会長  
全国直売所研究会 会長  
一般財団法人食品産業センター 会長  
食品産業中央協議会 会長  
一般社団法人日本加工食品卸協会 会長  
一般社団法人日本外食品流通協会 会長  
全国給食事業協同組合連合会 会長  
一般社団法人日本給食品連合会 会長  
全国中央卸売市場協会 会長  
全国公設地方卸売市場協議会 会長  
全国第3セクター市場連絡協議会 会長  
一般社団法人全国中央市場青果卸売協会 会長  
一般社団法人全国青果卸売市場協会 会長  
全国青果卸売協同組合連合会 会長  
一般社団法人全国水産卸協会 会長  
全国魚卸売市場連合会 会長  
全国水産物卸組合連合会 会長  
全国中央卸売市場関連事業者団体連合会 会長  
東京食肉市場卸商協同組合 理事  
全国小売市場総連合会 会長  
一般社団法人日本スーパーマーケット協会 会長  
オール日本スーパーマーケット協会 会長  
一般社団法人日本百貨店協会 会長  
一般社団法人全国スーパーマーケット協会 会長

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 会長  
一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会 会長  
全日食チェーン商業協同組合連合会 代表理事理事長  
無添加食品販売協同組合 理事長  
日本生活協同組合連合会 会長  
日本チェーンドラッグストア協会 会長  
全国水産物商業協同組合連合会 会長  
全国青果物商業協同組合連合会 会長  
日本チェーンストア協会 会長  
協同組合セルコチェーン 理事長  
一般社団法人日本ショッピングセンター協会 会長  
公益財団法人食品等流通合理化促進機構 会長  
油糧輸出入協議会 理事長  
一般社団法人日本植物油協会 会長  
日本こめ油工業協同組合 理事長  
全国油脂販売業者連合会 会長  
日本マーガリン工業会 会長  
一般財団法人全日本マーガリン協会 理事長  
一般財団法人日本水産油脂協会 理事長  
一般財団法人全国豆腐連合会 代表理事  
日本豆腐協会 会長  
全国納豆協同組合連合会 会長  
全国凍豆腐工業協同組合連合会 会長  
一般社団法人日本植物蛋白食品協会 会長  
日本豆乳協会 会長  
全国きな粉工業会 会長  
全国味噌工業協同組合連合会 会長  
全国醤油工業協同組合連合会 会長  
日本醤油協会 会長  
全日本漬物協同組合連合会 会長  
日本製餡協同組合連合会 理事長  
全国胡麻加工組合 理事長  
全日本菓子協会 会長  
全日本菓子工業協同組合連合会 理事長  
全国菓子工業組合連合会 理事長  
一般社団法人日本洋菓子協会連合会 会長  
日本洋菓子工業協同組合 会長  
協同組合全日本洋菓子工業会 理事長

日本チョコレート工業協同組合 理事長  
日本チョコレート・ココア協会 会長  
日本チューインガム協会 会長  
全国飴菓子工業協同組合 理事長  
日本スナック・シリアルフーズ協会 会長  
全国油菓工業協同組合 理事長  
全国和菓子協会 会長  
全国半生菓子協会 会長  
全国せんべい協会 会長  
全国銘産菓子工業協同組合 理事長  
一般社団法人全日本菓子輸出促進協議会 理事長  
全国菓子卸商業組合連合会 理事長  
日本菓子BB協会 会長  
一般社団法人日本コーングリッツ協会 会長  
一般社団法人全国ビスケット協会 会長  
全国ビスケット工業協同組合 理事長  
一般社団法人日本即席食品工業協会 理事長  
一般社団法人日本パスタ協会 会長  
全国乾麺協同組合連合会 会長  
全国製麺協同組合連合会 会長  
一般社団法人日本冷凍めん協会 会長  
協同組合全国製麩工業会 理事長  
全国小麦粉分離加工協会 理事長  
全国餃子手づくり協会 会長  
公益財団法人食生活研究会 理事長  
一般社団法人日本パン技術研究所 理事長  
公益財団法人エリザベス・アーノルド富士財団 理事長  
公益財団法人飯島藤十郎記念食品科学振興財団 理事長  
一般社団法人日本パン工業会 会長  
全日本パン協同組合連合会 会長  
全国パン粉工業協同組合連合会 理事長  
全日本丸十パン商工業協同組合 理事長  
日本イースト工業会 会長  
日本プレミックス協会 会長  
日本フラワーペースト工業会 会長  
全国小麦粉卸商組合連合会 会長  
公益財団法人山崎香辛料振興財団 理事長  
公益財団法人浦上食品・食文化振興財団 理事長

公益財団法人味の素食の文化センター 理事長  
一般社団法人日本ソース工業会 会長  
全日本カレー工業協同組合 理事長  
日本からし協同組合 理事長  
全国食酢協会中央会 会長  
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会 会長  
日本うま味調味料協会 会長  
全日本スパイス協会 理事長  
全国ふりかけ協会 会長  
全国みりん風調味料協議会 委員長  
日本加工わさび協会 会長  
風味調味料協議会 会長  
日本アミノ酸液工業会 会長  
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会 会長  
日本エキス調味料協会 会長  
一般社団法人全日本コーヒー協会 会長  
全日本コーヒー商工組合連合会 会長  
日本グリーンコーヒー協会 会長  
日本珈琲輸入協会 会長  
日本インスタントコーヒー協会 会長  
日本家庭用レギュラーコーヒー工業会 会長  
一般社団法人全国清涼飲料連合会 会長  
全国清涼飲料協同組合連合会 理事長  
全国清涼飲料工業組合連合会 理事長  
全国シャンメリー協同組合 理事長  
日本ミネラルウォーター協会 会長  
日本コーヒー飲料協会 会長  
コカ・コーラ協会 会長  
日本カラメル工業会 会長  
全日本ユーシーシー事業協同組合 代表理事  
一般社団法人菓子・食品新素材技術センター 理事長  
全国病院用食材卸売業協同組合 代表理事  
新食品会 代表幹事  
健康と食品懇話会 会長  
日本介護食品協議会 会長  
日本ベビーフード協議会 会長  
日本凍結乾燥食品工業会 会長  
一般社団法人日本冷凍食品協会 会長

日本スープ協会 会長  
日本即席スープ協会 会長  
一般社団法人日本ジビエ振興協会 代表理事  
全国主食集荷協同組合連合会 会長  
公益財団法人日本豆類協会 理事長  
一般財団法人全国落花生協会 理事長  
雑穀輸入協議会 理事長  
落花生輸入商社協議会 会長  
全国穀物商協同組合連合会 理事長  
全国フライビンズ組合連合会 理事長  
一般社団法人日本ピーナッツ協会 理事長  
全国甘納豆組合連合会 会長  
全国米穀販売事業共済協同組合 理事長  
一般財団法人日本米穀商連合会 理事長  
全国穀類工業協同組合 理事長  
全国米菓工業組合 理事長  
全国米穀工業協同組合 理事長  
全国餅工業協同組合 理事長  
一般社団法人全国包装米飯協会 会長  
一般社団法人日本精米工業会 会長  
公益社団法人日本炊飯協会 会長  
一般社団法人高機能玄米協会 会長  
ビーフン協会 会長  
一般社団法人全国豆類振興会 会長  
日本米粉協会 会長  
製粉協会 会長  
協同組合全国製粉協議会 会長  
全国精麦工業協同組合連合会 会長  
全国麦茶工業協同組合 理事長  
全国澱粉元売協同組合 理事長  
全国はるさめ工業協同組合 理事長  
公益社団法人糖業協会 理事長  
全国加工澱粉工業協同組合 理事長  
全国澱粉協同組合連合会 会長  
日本砂糖輸出入協議会 理事長  
全国砂糖特約店協同組合連合会 会長  
全国砂糖代理店会 会長  
日本ビート糖業協会 会長理事

日本甘蔗糖工業会 会長  
日本分蜜糖工業会 会長  
沖縄県黒砂糖工業会 会長  
一般社団法人日本蕎麦協会 会長  
日本スターチ・糖化工業会 会長  
全日本糖化工業会 会長  
精糖工業会 会長  
日本製糖協会 会長  
全日本冰糖工業組合 理事長  
全国蕎麦製粉協同組合 理事長  
日本特用林産振興会 会長  
（一社）全国燃料協会 会長  
全国木炭協会 会長  
（一社）日本漆工協会 理事長  
全日本竹産業連合会 会長  
日本椎茸農業協同組合連合会 会長理事  
全国椎茸商業協同組合連合会 代表理事  
一般財団法人日本きのこ研究所 理事長  
一般財団法人日本きのこセンター 理事長  
全国食用きのこ種菌協会 会長  
一般社団法人大日本水産会 会長  
日本かつお・まぐろ漁業協同組合 代表理事組合長  
共同船舶株式会社 代表取締役社長  
日本小型捕鯨協会 会長  
全国漁業協同組合連合会 代表理事会長  
全国海苔貝類漁業協同組合連合会 代表理事会長  
全国水産加工業協同組合連合会 代表理事会長  
全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会 代表理事会長  
全国珍味商工業協同組合連合会 理事長  
全国加工海苔協同組合連合会 理事長  
全国調理食品工業協同組合 理事長  
全国いか加工業協同組合 理事長  
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会 会長  
一般社団法人全国削節工業協会 会長  
一般社団法人日本鯉節協会 会長理事  
一般社団法人全国すり身協会 理事長  
一般社団法人日本昆布協会 会長  
日本わかめ協会 会長

日本水産缶詰工業協同組合 理事長  
日本水産缶詰輸出水産業組合 理事長  
日本鯖缶詰輸出水産業組合 理事長  
全国海苔問屋協同組合連合会 会長  
公益社団法人日本フィッシュ・ミール協会 理事長  
一般社団法人いわし普及協会 代表理事会長  
日本寒天工業協同組合 理事長  
全国水産物商業協同組合連合会 会長  
一般社団法人全国水産卸協会 会長  
全国水産物卸組合連合会 会長  
全国すし商生活衛生同業組合連合会 会長  
DHA・EPA協議会 会長  
公益財団法人水産物安定供給推進機構 理事長  
公益社団法人日本冷凍空調学会 代表理事会長  
一般財団法人東京水産振興会 会長  
一般財団法人水産物市場改善協会 会長  
（一社）全国海水養魚協会 会長理事  
全国内水面漁業協同組合連合会 代表理事会長  
（一社）全日本持続的養鰻機構 代表理事会長  
日本養鰻漁業協同組合連合会 代表理事会長  
（一社）全国さけ・ます増殖振興会 会長理事  
（一社）全国まき網漁業協会 代表理事会長  
（一社）全国底びき網漁業連合会 会長理事  
（一社）日本トロール底魚協会 会長  
日本海かにかご漁業協会 会長理事  
全国さんま漁業協同組合 代表理事組合長  
（一社）全国いか釣り漁業協会 会長  
全国かじき等流し網漁業協議会 会長  
（一社）日本定置漁業協会 会長理事  
一般社団法人日本花き生産協会 会長  
一般社団法人日本花き卸売市場協会 会長  
一般社団法人日本生花商協会 会長  
一般社団法人JFTD 会長  
一般社団法人日本花普及センター 代表理事（会長）  
一般社団法人日本インドア・グリーン協会 理事長  
一般社団法人全国花卸協会 会長

# 食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

- 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから、食品製造業、食品流通業（卸売、小売）、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携し、感染拡大防止を前提として、食料安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。
- 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年2月21日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません<sup>1</sup>。

## 1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症対策については、現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされており、厚生労働省、都道府県、保健所からの情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

### 【参考】

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- 「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）

- 事業所は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
  - ① 体温の測定と記録
  - ② 発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底
  - ③ 以下の場合には所属長に連絡の上保健所に問い合わせ
    - ・ 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
    - ・ 強いだるさや息苦しさがある場合
    - ・ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが 2 日程度続く場合

- また、事業所は、例えば卸売市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートルを目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底するなど、事業所の業態によって感染予防策を行ってください。

マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいるところであり、御理解をいただきますようお願いいたします。

- 事業所は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- 事業所は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
  - 出勤時、トイレ使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時には手洗い、手指の消毒。
  - できる限りマスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆。
  - 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。

【参考】これまで集団感染が確認された場に共通すること

- 換気の悪い密閉空間であった
  - 多くの人が密集していた
  - 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場
- （「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（3月9日））

## 2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

### （1）患者発生の把握

- 事業所は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。
- 卸売市場で営業を行う事業所は、患者が確認された場合には開設者等に報告してください。

### （2）濃厚接触者の確定

- 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています<sup>2</sup>。  
このため、事業所は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- また、「地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に係る施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する」とされていることにも留意が必要です<sup>2</sup>。

### （3）濃厚接触者への対応

- 事業所は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- 事業所は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業所は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

#### 【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年3月12日版）」）

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

### 3. 施設設備等の消毒の実施

- 事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫（冷蔵庫、冷凍庫を含む。以下同じ。）、執務室等）の消毒を実施します。
- 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫、執務室等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください<sup>3・4</sup>。
- 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

## 4. 業務の継続

### (1) 重要業務の継続

- ・ 事業所は、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・ 事業所は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

#### (参考) 従業員の確保状況による段階別の業務継続体制

事業所は、従業員の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

##### 【第一段階】

- (業務の内容) 原則通常どおりの業務
- (人員体制) 早出・残業等で業務対応

##### 【第二段階】

- (業務の内容) 重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止  
小規模事業所の場合にあっては業務全体の休止も含め判断
- (人員体制) 早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援

### (2) 食料品の安定供給の確保

- ・ 小規模な事業所が業務全体を休止する場合には、他の事業所や所属する組合、協会等に相談し、顧客への供給の確保に努めてください。

卸売市場等の食品産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。

#### (参考)

- 1 新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方角け）（厚生労働省）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 3 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 4 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）